

平成25年度 非申込FAX返信票

(※ 本返信票は、申込手続き時(開始時)に使用するものです。非申込の場合も、毎年手続きが必要です。)

平成25年度分をお申込みにならない事業者の方へ

ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装に関して、当協会へ再商品化委託を申し込まない場合は、その理由に該当する項目に

(マル) を付け、当協会宛にFAXにてご返送ください。複数年度ご利用の際は、お手数ですが、本紙をコピーしてお使いください。
なお、「5」を選択した場合は、(注)の指示に従ってご対応ください。

1. 対象となる容器包装の利用・製造等は行っているが、「特定事業者の判定法」により、法の適用除外者である。
(注) 本項目に○印をつけた方は、適用除外理由を、次のア～エの中から選択し、○印を付けてください。

- ア. 製造業等を主に営む事業者(組合等を含む)であるが、常時使用する従業員の数が20人以下で、かつ年間の総売上高が2億4千万円以下である。
- イ. 卸・小売業、サービス業を主に営む事業者であるが、常時使用する従業員の数が5人以下で、かつ年間の総売上高が7千万円以下である。
- ウ. 組合、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、私立学校法の規定により設立された法人、社会福祉法人又は宗教法人であって、常時使用する従業員数が20人以下で、かつ年間の総売上高が2億4千万円以下である。

ア～ウのいずれかを選択した場合は、売上高と従業員数をご記入ください。

売上高								千円	従業員数			人
-----	--	--	--	--	--	--	--	----	------	--	--	---

※ケタ数に注意のうえ、ご記入ください。

エ. 利用・製造した容器包装が、最終的に家庭で消費されることがない。

- 2. 計算の結果、委託料金が0円となるため。
- 3. 平成25年度は、対象となる容器包装の利用・製造等を行わないため。
- 4. 今後、対象となる容器包装の利用・製造等を行わないため。
- 5. 特定容器包装の利用・製造等にかかる事業の全部を行わなくなったため。

(注) 本項目に○印をつけた方で、昨年度当協会へ申込みをされている方は、裏面の「事業の廃止に関する通知」を必ずご記入のうえ、本返信票を郵便で当協会へご送付ください。

6. 平成25年度については、容器包装リサイクル法第18条または第15条に基づく主務大臣による「自主回収」または「独自ルート」の認定を受けたため。(一国の認定証の写しをこの返信票とともにご送付ください)

7. 二重コードのため。(特定事業者コード: で申込済み)

8. その他の理由で委託申込は行わない。
理由: _____

●項目は記入必須項目です。

●特定事業者名		か											
●特定事業者コード		<input type="text"/>										●主たる業種 *下表より番号を記入	
●代表者名										●代表電話番号		-	-
●所在地 *書類送付先 住所	都道府県												
	市区町村名												
		番地・ビル名等											
●担当者氏名										●担当者電話番号		-	-
										●担当者FAX番号		-	-
担当部署										担当者役職			

※主たる業種

製造業等	食料品製造業	①	卸売業 ・ 小売業	酒類卸売・小売業	⑨
	清涼飲料・茶・コーヒー製造業	②		医薬品卸売・小売業	⑩
	酒類製造業	③		食料品卸売・小売業	⑪
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	④		苗、種子卸売・小売業、花、植木卸売・小売業	⑫
	医薬品製造業	⑤		その他の卸売・小売業	⑬
	化粧品・歯磨・その他の化粧品調製品製造業	⑥	サービス業	⑭	
	農林・漁業	⑦	上記以外のその他の業種	⑮	
	その他の製造業	⑧			



事業の廃止に関する通知

特定容器包装の利用または製造等に係る事業の全部を、下記の理由により廃止することを連絡します。

特定事業者名			
特定事業者コード			(印) ※担当者印可
代表者氏名			
所在地			
電話番号		担当者氏名	
今後の連絡先 (所在地、電話番号等)	〒 電話番号： — —		
1. 特定事業者が特定容器包装の利用または製造等の事業の全部を廃止する理由(次の(ア)～(ク)のいずれかに○をつけてください。 (ア) 破産 (イ) すべての事業を廃止し法的手続によらないで任意に廃業(私的整理) (ウ) 解散(下記(エ)の合併に伴う解散を除く) (エ) 合併に伴う解散(合併により消滅会社となる) (オ) 特定容器包装の利用または製造等に係る事業全部の自主廃業(会社分割、事業譲渡を除く) (カ) 特定容器包装の利用または製造等に係る事業全部の第三者への会社分割 (キ) 特定容器包装の利用または製造等に係る事業全部の第三者への事業譲渡で、協会との再商品化委託契約にもとづく債権債務が譲渡先へ承継される事業譲渡 (ク) 特定容器包装の利用または製造等に係る事業全部の第三者への事業譲渡で、協会との再商品化委託契約にもとづく債権債務が譲渡先へ承継されない事業譲渡			
2. 上記理由による特定容器包装の利用または製造等に係る事業全部の廃止年月日 または合併、会社分割、事業譲渡期日：平成 年 月 日			
3. 上記1.の(エ)(カ)(キ)(ク)に○をつけた方は、今後再商品化の義務を引継ぐ(特定)事業者についてご記入ください。(※新設分割の場合は、特定事業者コード以外の箇所についてご記入ください。)			
(特定)事業者名			
特定事業者コード		代表者氏名	
所在地	〒		
担当者氏名		担当者電話番号	— —

注1 事業の廃止理由が上記の(エ)(カ)(キ)の場合、貴社(組合)の特定容器包装の利用または製造等に係る事業が上記3.に記載の事業者に承継されたものとして、貴社への事業廃止に伴う委託料金返還は行いません。

注2 事業の廃止理由が上記の(オ)の容器包装に係る事業の自主廃業の場合、または(ク)の債権債務の承継が除外された事業譲渡の場合においては、事業廃止前の再商品化委託に対応した抛出委託料を事業廃止事業者に別途請求します。